

第3章 対応の記録

第5節 市民への支援

(1)経済的支援	109
特別定額給付金	109
子育て世代への給付金	110
新型コロナの影響を受けた世帯への支援	111
生活困窮者に対する支援(生活困窮者自立支援金)	114
生活困窮者に対する支援(臨時特別給付金)	116
生活困窮者に対する支援(一時居住支援)	117
介護保険料の新型コロナ減免	118
国民健康保険被保険者(被用者に限る)に対する支援	119
国民健康保険被保険者に対する支援(保険料の徴収猶予、減免)	121
離職退去者に対する住宅支援	122
脳ドック費用助成承認者の受診期限延長	123
定期予防接種ができなかった方への支援	124
インフルエンザ任意予防接種の費用助成	125
緊急経済対策(税制改正)	126
新型コロナウイルス感染症関係各種給付金の支給が速やかに行われるよう、指定金融機関と調整	128
(2)感染対策に係る支援	129
検診利用者への支援や感染対策	129
母子保健事業利用者に対する感染対策	130
在宅高齢者が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合の支援フロー	132
感染拡大防止対策(市税等の納付にかかるコード決済、Web口座振替対象金融機関拡大)	133
年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)に対する感染対策	135
客引き行為等禁止区域の通行者等に対する感染防止注意喚起	136
町内自治会等の活動支援	137
(3)相談窓口の設置	138
市民向け相談窓口(活用できる制度や支援機関の案内)	138
心のケア相談ダイヤル	139
発達障害者支援センターにおけるオンライン相談	140
オンライン手話通訳	141
外国人市民への支援(相談窓口)	142
住宅情報提供事業	143
(4)その他	144
女性に対する支援(相談、生理用品配布等)	144
NPO法人等の市民活動団体に対する支援	146
デジタルミュージアムの開催	147
芸術文化発表支援	148

節	5 市民への支援													
細節	(1)経済的支援													
項目名	特別定額給付金													
担当課	区政推進課													
取組内容	<p>【特別定額給付金】(令和2年5月～令和2年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施した。 ・感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、郵送申請方式及びオンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行った。 <ul style="list-style-type: none"> オンライン申請方式(申請期間:令和2年5月15日～令和2年6月4日) 郵送申請方式(申請期間:令和2年6月1日～令和2年8月31日) 													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象世帯数</td> <td>466,000</td> </tr> <tr> <td>総申請件数</td> <td>464,192</td> </tr> <tr> <td>総給付件数</td> <td>463,894</td> </tr> <tr> <td>給付率(対象世帯)</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>給付率(申請世帯)</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table>			最終状況	対象世帯数	466,000	総申請件数	464,192	総給付件数	463,894	給付率(対象世帯)	99.5%	給付率(申請世帯)	99.9%
	最終状況													
対象世帯数	466,000													
総申請件数	464,192													
総給付件数	463,894													
給付率(対象世帯)	99.5%													
給付率(申請世帯)	99.9%													
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者のコールセンター開設準備が想定よりも遅れたため、当該センター開設までの間、千葉市直営によりコールセンターを運営(令和2年5月8日～)することで、特別定額給付金給付事業に係る各種問い合わせに対応した。また、郵送申請受付開始後には、人員及び回線数を増やすとともに、対応時間を伸ばすなど体制を強化した。 ・迅速な給付を行うため、郵送申請方式の準備と並行し、オンライン申請方式を先行して受付を開始したが、データ確認等の膨大な作業が発生し、迅速な給付に支障が生じた。なお、こうしたことを受け、指定都市市長会を代表して、国に対し「迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請」を行った。 ・単身等で申請が困難と思われる未申請者(独居老人や障害者)に対しては、関係部局と連携し、電話連絡や申請書の記入等の訪問支援などを実施するなど、対象者に合わせた申請支援を実施することで、給付につなげることができた。 													

節	5 市民への支援											
細節	(1)経済的支援											
項目名	子育て世代への給付金											
担当課	こども企画課、こども家庭支援課											
取組内容	<p>【子育て世帯臨時特別給付金の支給】(令和5年8月～令和6年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するため、高校生世代までの児童を養育する世帯に対して、児童1人あたり1万円の臨時給付金を支給 <p>【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】(令和3年7月～令和6年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の児童を養育する世帯に対して、児童1人あたり5万円の特別給付金を支給 											
実績	<p>【子育て世帯臨時特別給付金の支給】</p> <p>児童1人あたり1万円の臨時給付金を支給</p> <p>【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>955,957</td> <td>958,387</td> </tr> <tr> <td>対象児童数(人)</td> <td>17,154</td> <td>16,456</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	決算額(千円)	955,957	958,387	対象児童数(人)	17,154	16,456
年度	R3	R4										
決算額(千円)	955,957	958,387										
対象児童数(人)	17,154	16,456										
成果と課題	<p>【子育て世帯臨時特別給付金の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を設けることなく、全ての子育て世帯を対象として給付金を支給することにより、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計の一助となったものとする。 <p>【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を対象として給付金を支給したことにより、生活費の支援という面で一定の効果があったものとする。 											

節	5 市民への支援														
細節	(1)経済的支援														
項目名	新型コロナの影響を受けた世帯への支援														
担当課	地域福祉課(市社会福祉協議会)														
取組内容	<p>【緊急小口資金等特例貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会が実施する事業(県社会福祉協議会からの受託事業)である、比較的所得が少ない世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした生活福祉資金事業において、コロナの影響で休業または失業等により収入が減少した世帯に対し、特例貸付を行った。 ・各区事務所が相談・受付窓口となったが、相談者の爆発的な増加に伴い、感染拡大防止の観点から、電話相談・郵送による受付に特化した生活福祉資金貸付事務センターを開設し、令和2年5月から令和3年11月まで運営した。 														
	<p>【緊急小口資金貸付】</p> <table border="1"> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和2年3月25日～令和4年9月30日</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>不要</td> </tr> </table>	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日	貸付限度額	20万円	貸付利率	無利子	据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長	償還期間	2年以内	連帯保証人	不要		
	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日													
	貸付限度額	20万円													
	貸付利率	無利子													
	据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長													
	償還期間	2年以内													
	連帯保証人	不要													
	<p>【総合支援資金貸付】</p> <table border="1"> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和2年3月25日～令和4年9月30日</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>最大3か月</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>不要</td> </tr> </table>	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日	貸付限度額	(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円	貸付期間	最大3か月	貸付利率	無利子	据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長	償還期間	10年以内	連帯保証人	不要
	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日													
貸付限度額	(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円														
貸付期間	最大3か月														
貸付利率	無利子														
据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長														
償還期間	10年以内														
連帯保証人	不要														

	<p>【新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校等の臨時休業に伴い、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小学校等に在籍する子どもを持つ世帯に対し、緊急生活資金貸付を行うことにより生活の安定を図るため貸付を行った。 <table border="1" data-bbox="371 421 1414 712"> <tr> <td>申請受付期間</td> <td>令和2年3月10日～令和2年3月31日</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>不要</td> </tr> </table>	申請受付期間	令和2年3月10日～令和2年3月31日	貸付限度額	20万円	貸付利率	無利子	据置期間	2か月	償還期間	12か月	連帯保証人	不要																														
申請受付期間	令和2年3月10日～令和2年3月31日																																										
貸付限度額	20万円																																										
貸付利率	無利子																																										
据置期間	2か月																																										
償還期間	12か月																																										
連帯保証人	不要																																										
実績	<p>【緊急小口資金等特例貸付相談及び申請件数】</p> <table border="1" data-bbox="347 768 1434 1064"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>479</td> <td>66,043</td> <td>34,574</td> <td>5,245</td> <td>106,341</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>46</td> <td>15,477</td> <td>6,906</td> <td>775</td> <td>23,204</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>8</td> <td>12,190</td> <td>7,355</td> <td>388</td> <td>19,941</td> </tr> <tr> <td>貸付金額(千円)</td> <td>1,001</td> <td>4,345,081</td> <td>3,061,078</td> <td>114,850</td> <td>7,522,010</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸付総額:75億2200万円</p> <p>【緊急生活資金貸付件数等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1227 1434 1391"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>貸付金額(千円)</td> <td>980</td> <td>950</td> <td>1,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付を令和2年3月31日まで行ったため、書類不備等により、完備日が4月1日以降となったものについては、令和2年度分として執行した。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	計	相談件数	479	66,043	34,574	5,245	106,341	申請件数	46	15,477	6,906	775	23,204	貸付件数	8	12,190	7,355	388	19,941	貸付金額(千円)	1,001	4,345,081	3,061,078	114,850	7,522,010	年度	R1	R2	計	貸付件数	5	5	10	貸付金額(千円)	980	950	1,930
年度	R1	R2	R3	R4	計																																						
相談件数	479	66,043	34,574	5,245	106,341																																						
申請件数	46	15,477	6,906	775	23,204																																						
貸付件数	8	12,190	7,355	388	19,941																																						
貸付金額(千円)	1,001	4,345,081	3,061,078	114,850	7,522,010																																						
年度	R1	R2	計																																								
貸付件数	5	5	10																																								
貸付金額(千円)	980	950	1,930																																								
成果と課題	<p>【緊急小口資金等特例貸付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人を対象に、従来制度の申請要件を緩和することで、コロナ禍の困窮者支援における中心的な役割を担った。 ・一方、令和5年1月から償還事務が始まっており、猶予あるいは滞納件数が膨大な数となっている。それらが今後さらに激増することが予想され、借受者一人一人の生活再建に向けた支援について、どこまで寄り添えるかが課題であると認識している。 																																										

【緊急生活資金貸付事業】

- ・ 国制度による支援が届くまでの一時的に生活資金が不足する方に対し、いち早く対応するうえで一定の効果があった。
- ・ 元金償還済者数は4名(R5. 3月時点)であり、猶予あるいは滞納が発生しているため、今後、生活再建の状況を確認し債権管理を適切に実施する必要がある。

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	生活困窮者に対する支援(生活困窮者自立支援金)
担当課	保護課
取組内容	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給(令和3年7月～令和4年12月)</p> <p>【概要】</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へ繋げるために新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、対象者に対しては、初回3か月間の支給に加えて、3か月間の再支給を行った。</p> <p>【申請期間】</p> <p>令和3年7月1日～令和4年12月31日</p> <p>【支給要件】</p> <p>以下の①～⑨のいずれにも該当する者</p> <p>① 総合支援資金の再貸付終了等要件</p> <p>② 生計維持要件</p> <p>③ 収入要件</p> <p>④ 資産要件</p> <p>⑤ 求職活動等要件</p> <p>⑥ 職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと</p> <p>⑦ 生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと</p> <p>⑧ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと</p> <p>⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</p>

	【申請件数等】		
	年度	R3	R4
実績	申請件数	1,287	605
	うち初回支給	1,008	304
	うち再支給	279	301
	決定件数	884	612
	うち初回支給	670	289
	うち再支給	214	323
	不支給決定	43	52
	うち初回支給	42	48
	うち再支給	1	4
	支給額(千円)	150,100	161,540
	うち初回支給	117,660	74,800
	うち再支給	32,440	86,740
	中止件数	38	226
	うち初回支給	38	175
うち再支給	0	51	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活が困窮している世帯に対して、自立支援金を支給することで、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へ繋げるために寄与した。 ・支給要件(求職活動要件)があり、支給対象者が限定されるとともに、支給要件が複雑であることや、度重なる期限の延長があり、その度に制度の周知が必要で、利用者にとって分かりづらい制度であった。 		

節	5 市民への支援												
細節	(1)経済的支援												
項目名	生活困窮者に対する支援(臨時特別給付金)												
担当課	保護課												
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、臨時特別給付金(10万円)を支給した。												
実績	<p>申請期間:令和4年2月～9月 支給額 :1世帯当たり10万円</p> <p>コールセンターを開設したほか、相談窓口を保健福祉センター(5か所)と区役所(1か所)に設置した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>82,832</td> <td>22,847</td> </tr> <tr> <td>家計急変世帯</td> <td>219</td> <td>1,278</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83,051</td> <td>24,125</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R3	R4	非課税世帯	82,832	22,847	家計急変世帯	219	1,278	計	83,051	24,125
年度	R3	R4											
非課税世帯	82,832	22,847											
家計急変世帯	219	1,278											
計	83,051	24,125											
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援に寄与した。 ・申請開始から終了まで期限がある事から、制度の周知に努めたものの、非課税世帯からの申請及び家計急変世帯からの申請が予算時の見込みに対して低調であった。 ・確認書未返送の世帯に対しては勧奨を行ったが、反応がない世帯が一定数あった。 ・要因として、非課税世帯であっても課税の扶養主から扶養されている場合、支給要件に該当しないこととなるため、支給対象外となる方が一定数あったものと考えられるが、市が支給対象外となる方の情報を把握できない場合、見込みと実績との乖離が一定数発生することが避けられない。 												

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	生活困窮者に対する支援(一時居住支援)
担当課	保護課
取組内容	令和2年度緊急事態宣言時における事業所の時短営業等に関する要請により影響を受ける住居不定者への一時居住支援(令和2年5月)
実績	<p>【令和2年度実績(5月1日～25日)】</p> <p>※申込みは全て4月30日～5月7日</p> <p>利用人数5人(うち女性1人) 延べ宿泊数22泊(利用料15万4千円)</p> <p>【利用した者のその後の状況】</p> <p>公営住宅入居:2人 民間住宅入居:1人 失踪:2人</p>
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住居不定者への一時的な居住場所として寄与し、その後の安定した居所へつなぐことができた。 ・実際に支援を必要とする方へ周知が行き届いていたかについては課題が残った。

節	5 市民への支援														
細節	(1)経済的支援														
項目名	介護保険料の新型コロナ減免														
担当課	介護保険管理課														
取組内容	<p>【介護保険料の新型コロナ減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受け、第1号被保険者の介護保険料の負担が困難であると認められる者について、保険料を軽減又は免除している。 令和5年5月8日から、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度までで国からの財政支援が終了したことを受け、本市においても、令和4年度までで本減免申請の受付を終了している。(減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合は除く) 														
実績	<p>【減免の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数(人)</td> <td>206</td> <td>77</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>減免額(千円)</td> <td>14,552</td> <td>4,262</td> <td>1,866</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	R4	人数(人)	206	77	30	減免額(千円)	14,552	4,262	1,866
年度	R2	R3	R4												
人数(人)	206	77	30												
減免額(千円)	14,552	4,262	1,866												
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助要件に基づき、申請のあった第1号被保険者の介護保険料について、前年の合計所得額の区分(200万円を境にして)により、全部又は10分の8について減免した。 財政支援対象期間である令和4年度までの保険料減免額については、国庫補助及び特別調整交付金により全額補助対象であったが、令和5年度以降、通常の減免(収入減による)として対応していることから、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴う保険料減免申請数が増加した場合において保険料収入の減収が懸念される。 														

節	5 市民への支援					
細節	(1)経済的支援					
項目名	国民健康保険被保険者(被用者に限る)に対する支援					
担当課	健康保険課					
取組内容	<p>【傷病手当金】(令和2年1月1日～令和5年5月7日に感染した者が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法においては、傷病手当金は保険者判断による任意給付とされており、これまでは給付していなかったが、国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととなったため、本市においても条例改正を行い、以下のとおり傷病手当金を支給することとした。 <p>1 対象者</p> <p>被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者(令和2年1月1日から令和5年5月7日までに感染したものに限る。)</p> <p>2 支給内容</p> <p>次の計算式で算出した金額を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数に応じて支給する。(入院が継続する場合等は、最長1年6か月とする。)</p> <p>計算式:(直近の継続した3月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3</p> <p>3 支給方法</p> <p>世帯主が必要書類を添えて健康保険課に申請する。</p>					
実績	(単位:件、千円)					
	年度	R2	R3	R4	R5	合計
	件数	7	67	222	32	328
	金額	435	3,286	7,474	660	11,855
	※R5は9月末時点での支給件数・金額					
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を支給することで、被用者が休みやすくなるとともに、労務不能期間に応じて支給することで生活保障にもつながった。 申請書類が煩雑であったため、申請書類の差し戻しが多く発生し、申請者及び職員双方に負担がかかってしまった。 非正規雇用の方が多く、勤務先も申請に不慣れなことが多かったため、勤務先からの証明書と給与明細に整合性が取れていない等、確認が必要なことも多く、1件当たりの審査に時間を要した。 					

- ・申請先は健康保険課のみで電話対応も全て健康保険課のみで行っていたことから、職員の負担が大きかった。当初どれくらいの申請があるか見込めなかったため、健康保険課のみで実施することとしたが、今後同様の申請を設ける場合には、申請者の利便性も考慮し、各区での申請も検討していく必要がある。

節	5 市民への支援																													
細節	(1)経済的支援																													
項目名	国民健康保険被保険者に対する支援(保険料の徴収猶予、減免)																													
担当課	健康保険課																													
取組内容	<p>【国民健康保険料の徴収猶予】(令和2年1月頃～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主や生計を同一とする家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患、または経済停滞の影響による収入減等により、国民健康保険料の納付が困難な方々に対して、国民健康保険料の徴収猶予を行った。 <p>【国民健康保険料の減免】(令和2年5月7日～令和5年3月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険料の免除等を行った。(減免対象保険料:令和2年2月1日以降の納期限の保険料) 																													
実績	<p>【国民健康保険料の徴収猶予】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猶予件数(※)</td> <td>232</td> <td>456</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)従前の国民健康保険料徴収猶予制度の適用のため、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予以外の猶予件数(失業など)を含む。</p> <p>【国民健康保険料の減免】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免対象年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免件数</td> <td>1,545</td> <td>1,749</td> <td>398</td> <td>92</td> <td>3,784</td> </tr> <tr> <td>減免金額(千円)</td> <td>45,182</td> <td>318,919</td> <td>71,836</td> <td>16,309</td> <td>452,246</td> </tr> </tbody> </table>				年度	R2	R3	R4	猶予件数(※)	232	456	232	減免対象年度	R1	R2	R3	R4	計	減免件数	1,545	1,749	398	92	3,784	減免金額(千円)	45,182	318,919	71,836	16,309	452,246
年度	R2	R3	R4																											
猶予件数(※)	232	456	232																											
減免対象年度	R1	R2	R3	R4	計																									
減免件数	1,545	1,749	398	92	3,784																									
減免金額(千円)	45,182	318,919	71,836	16,309	452,246																									
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患された方、生活困難に陥った方の保険料の納付を一定期間猶予することにより、家計再建に寄与したと思われる。通常の徴収猶予業務の範囲で実施したため特に課題はない。 ・国民健康保険料の減免をし、支援を行うことで、収入の減少した被保険者の負担を軽減できた。 ・突発的な対応であり、現行のシステムでは対応ができず、通常の減免業務とは異なり、保険料計算およびシステム入力を職員が手作業で行う必要があったほか、それに対応するツールやマニュアルを職員が独自に作成・管理するなど事務が煩雑となり業務負担が大きかった。 																													

節	5 市民への支援														
細節	(1)経済的支援														
項目名	離職退去者に対する住宅支援														
担当課	住宅整備課														
取組内容	<p>【解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用】 (令和2年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方を対象に、令和2年4月に制定された「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱」を適用し、市営住宅の既存空き住戸の提供を行った。 ・新たな居住の場を確保するための期間として、入居可能期間は入居した日から6か月以内、延長手続きにより最長1年以内とした。 														
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時使用者 新規入居件数</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・入居可能期間は最長1年 ・家賃相当額(市営住宅の家賃に準じて算定)を徴収 ・令和5年4月1日時点の入居者は0人(最後の入居者が令和5年1月15日退去) 					年度	R2	R3	R4	計	一時使用者 新規入居件数	6	5	0	11
年度	R2	R3	R4	計											
一時使用者 新規入居件数	6	5	0	11											
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方に、安心して居住できる空間を提供することができた。また、家賃相当額の算定にあたっては、市営住宅入居者と同様に収入に応じて最大8割減免の適用が可能であり、経済的な負担を軽減することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、入居可能期間を6か月以内(延長手続きにより最長1年以内)としたことについて、妥当な期間であったかどうかは検討の余地がある。また、提供できる住戸数が限られており、希望者全員を受け入れられるとは限らないこと、効果的な市民への周知ができていたか等が課題として挙げられる。 														

節	5 市民への支援																											
細節	(1) 経済的支援																											
項目名	脳ドック費用助成承認者の受診期限延長																											
担当課	健康支援課																											
取組内容	<p>【脳ドック費用助成承認者の特別支援措置】(令和3年度から令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳ドック費用助成は、千葉市国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方で40歳以上5歳ごとの節目年齢の方が対象である。 ・前年度脳ドック費用助成承認者で、新型コロナウイルス感染症拡大予防により、前年度中に受診できなかった人に対し、次年度も受診可能とし、受診機会を確保した。 																											
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">R3(R2承認者)</th> <th colspan="2">R4(R3承認者)</th> </tr> <tr> <th>国保</th> <th>後期</th> <th>国保</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期限延長者</td> <td>107</td> <td>124</td> <td>120</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>受診者</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>16</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>受診率</td> <td>21.5%</td> <td>20.2%</td> <td>13.3%</td> <td>18.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表における国保は「国民健康保険」、後期は「後期高齢者医療」の被保険者を表している</p>				区分	R3(R2承認者)		R4(R3承認者)		国保	後期	国保	後期	期限延長者	107	124	120	149	受診者	23	25	16	27	受診率	21.5%	20.2%	13.3%	18.1%
区分	R3(R2承認者)		R4(R3承認者)																									
	国保	後期	国保	後期																								
期限延長者	107	124	120	149																								
受診者	23	25	16	27																								
受診率	21.5%	20.2%	13.3%	18.1%																								
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・受診期間を延長することで、新型コロナウイルス感染症拡大により年度内に受診することができなかった方の約20%が翌年度受診した。 ・対象の方に早期発見・早期治療につながる健診の機会を提供することができた。 																											

節	5 市民への支援													
細節	(1)経済的支援													
項目名	定期予防接種ができなかった方への支援													
担当課	医療政策課													
取組内容	<p>【定期予防接種の特例】(～令和7年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期に定期予防接種(日本脳炎ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンなど)が出来なかった者については、やむを得ない相当な理由があるとみなし、規定の接種時期を過ぎても定期接種として接種することを可とした。(厚労省事務連絡に基づく。) ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることに伴い、実施期限を令和7年3月31日と定めた。(B類疾病の高齢者肺炎球菌については令和6年3月31日まで) 													
実績	<p>規定の接種時期を超えて接種を行った件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種件数</td> <td>0</td> <td>170</td> <td>585</td> <td>297</td> </tr> </tbody> </table>				年度	R1	R2	R3	R4	接種件数	0	170	585	297
年度	R1	R2	R3	R4										
接種件数	0	170	585	297										
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響で定期接種ができなかった方への接種機会を確保することができた。 													

節	5 市民への支援							
細節	(1)経済的支援							
項目名	インフルエンザ任意予防接種の費用助成							
担当課	医療政策課							
取組内容	<p>令和2、3年度において、冬季の発熱患者を減らし、医療機関のひっ迫を防ぐため、インフルエンザ任意予防接種の接種費用を助成した。</p> <p>実施期間:令和2年10月1日～令和2年12月31日 令和3年10月1日～令和4年1月31日</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者であって、接種日時点で生後6月以上65歳未満(定期接種対象者を除く)の者。 <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が支払ったインフルエンザ予防接種費用から自己負担額1,800円を差し引いた額を上限3,000円まで助成。13歳未満の者で接種を2回行った場合は、2回分の合計額を接種費用とする。 							
実績	<p>【助成件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>63,805</td> <td>50,696</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯ごとに助成を行っているため、助成件数＝接種者数ではない。</p>		年度	R2	R3	助成件数	63,805	50,696
年度	R2	R3						
助成件数	63,805	50,696						
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・助成を実施した年度においては、インフルエンザ罹患者数が大幅に減少していることから、本事業の実施による接種者数の増加が、一定程度医療機関受診者数の減少に寄与したものと考えられる。 							

節	5 市民への支援								
細節	(1)経済的支援								
項目名	緊急経済対策(税制改正)								
担当課	税制課、納税管理課								
取組内容	<p>【固定資産税(土地)の負担調整措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度税制改正において、固定資産税・都市計画税の負担調整措置により税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度税額に据え置く特例措置を実施した。 <p>【徴収の猶予制度の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、収入に相当の減少があったことなど一定の条件を満たす場合には、納税者等の申請に基づき、無担保かつ延滞金なしでその徴収を猶予することができる。 <p>○要件</p> <p>下記のいずれも満たす納税者等が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 一時に納税を行うことが困難であること。 <p>○対象となる市税</p> <p>令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税。</p> <p>○申請期限</p> <p>改正法の施行の日から2ヶ月後(令和2年6月30日)、又は猶予を受けようとする市税の納期限のいずれか遅い日まで。</p> <p>○猶予期間</p> <p>納税者等からの申請に基づき、最大1年間。ただし、延長はできない。</p> <p>○準用規定等(地方税法附則第59条第3項)</p> <p>原則として、現行の地方税法第15条の規定による徴収猶予に係る申請手続等、通知、効果、取消し及び延滞金と同様に取扱う。なお、徴収猶予の特例に係る延滞金は全額免除される。</p>								
実績	<p>【固定資産税(土地)の負担調整措置】</p> <p>令和3年度税収への影響額(土地) (千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>固定資産税</td> <td>△660,358</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>△247,703</td> </tr> </table> <p>【徴収の猶予制度の特例】 (千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>件数</td> <td>3,762</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,953,972</td> </tr> </table>	固定資産税	△660,358	都市計画税	△247,703	件数	3,762	金額	1,953,972
固定資産税	△660,358								
都市計画税	△247,703								
件数	3,762								
金額	1,953,972								

<p>成果と課題</p>	<p>【固定資産税(土地)の負担調整措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針決定(税制改正大綱)後、極めて短期間でのシステム(プログラム)改修、テスト等の実施が必要となった。 ・ 緊急経済対策にもかかわらず特例交付金による補填がなかった。(地方交付税対応のみ) <p>【徴収の猶予制度の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口対応を行う市税事務所納税第一・二課に対しては、徴収猶予の特例に係る通知の送付、事務フローを作成する等、制度の説明や周知を図ることができた。 ・ 猶予期間が終了するおおむね1ヶ月前までに、徴収猶予の特例を適用している者の納付状況を確認し、納付が確認できない者に対しては、電話又は文書により猶予期間終了前の納付催告や完納に向けた納付相談を受けるよう案内したが、一部、滞納として残った案件もあり、その者に対する滞納整理のアプローチに課題が残った。
--------------	---

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	新型コロナウイルス感染症関係各種給付金の支給が速やかに行われるよう、指定金融機関と調整
担当課	会計室
取組内容	【支出業務(新型コロナウイルス感染症関係各種給付金)】(令和2年5月～令和5年8月) 令和2年度から5年度にかけて行われた新型コロナウイルス感染症関係の各種給付金においては、速やかかつ確実に市民への支給が出来るよう、事前に指定金融機関と振込指定日などを密に調整した。
実績	令和2年度 特別定額給付金 ほか 令和3年度 子育て世帯生活支援特別給付金 ほか 令和4年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ほか 令和5年度 価格高騰重点支援給付金 ほか 令和2年度～5年度 合計16給付金
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関の協力もあり、遅滞の無い支給が可能となっている。 ・ 市の支給希望日と指定金融機関の繁忙日に重なった際には、交渉の中で日程や支給件数を調整する必要があることが課題である。

節	5 市民への支援																		
細節	(2)感染対策に係る支援																		
項目名	検診利用者への支援や感染対策																		
担当課	健康支援課																		
取組内容	<p>がん検診事業</p> <p>【節目検診対象者等の特別支援措置】(令和3年度から令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢により隔年・5歳刻みなど次の受診機会提供までに期間があく検診の受診を見送った人等に対し、次年度も受診可能とし、受診機会を確保した。 <p>【がん集団検診の完全予約制・Web 予約システムの導入】(令和3年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん集団検診において、感染症対策として Web 予約制を実施し3密対策に対応した受診体制を確保した。 <p>【会場での感染対策(検温・消毒・人員配置)】(令和2年度～令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん集団検診会場にて感染症拡大予防のため、衛生管理(受診者の体温確認・実施施設の消毒)するための人員を配置した。 <p>【子供の見守り中止】(令和2年度～令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん集団検診において、受診者が検診する間、子供を一時的に預かる見守りを実施していたが、感染症対策として中止した。 																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節目検診等受診者数</td> <td>—</td> <td>604</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>Web 予約システム利用者数</td> <td>—</td> <td>10,377</td> <td>13,258</td> </tr> <tr> <td>感染対策を行った会場数</td> <td>57</td> <td>88</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	R4	節目検診等受診者数	—	604	736	Web 予約システム利用者数	—	10,377	13,258	感染対策を行った会場数	57	88	74
年度	R2	R3	R4																
節目検診等受診者数	—	604	736																
Web 予約システム利用者数	—	10,377	13,258																
感染対策を行った会場数	57	88	74																
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・がん集団検診において、予約制の導入、会場での感染対策、子供の見守りを中止したことにより、新型コロナウイルス感染症の発生は確認できなかった。 ・節目検診対象者等の特別支援措置を行うことで、受診機会を確保でき、早期発見・早期治療に結びつけることができた。 																		

節	5 市民への支援																															
細節	(2)感染対策に係る支援																															
項目名	母子保健事業利用者に対する感染対策																															
担当課	健康支援課																															
取組内容	<p>【妊産婦等への支援】令和3年度から令和5年5月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子講演会等の事業を中止または人数を制限した。 ・母子講演会や母親&父親学級をオンラインで開催し、人数制限をしても多くの方の参加機会を確保した。 <p>【妊産婦への支援や感染対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前妊婦新型コロナウイルス検査実施(令和2年度から令和5年9月末まで) ・妊産婦寄り添い型支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染をした妊産婦へ電話や訪問等を行い、不安軽減に努めた。(令和2年度から令和4年度) ・オンライン保健指導の実施(令和2年度から令和4年度) ・対面での訪問を縮小し、電話での対応で支援を継続した。 ・産後ケア事業所の感染対策物品購入等を行い、安全にサービスを受けることが出来るよう環境を整備した。 <p>【乳幼児健診での感染対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診を個別医療機関で受けられるよう受診券を配付した。(令和3年度) ・4か月、1歳6か月、3歳児健診の内容を縮小し、滞在時間を短縮した内容で実施。(令和3年度～令和4年度) ・4か月、1歳6か月、3歳児健診の精密検査対象年齢を半年間延長した。 ・乳幼児健診会場にて感染症拡大予防のため、衛生管理(受診者の体温確認・実施施設の消毒)するための人員を配置した。 																															
実績	<p>【妊産婦への支援】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母親&父親学級参加人数</td> <td>1,807</td> <td>2,097</td> </tr> <tr> <td>母子講演会参加人数</td> <td>821</td> <td>852</td> </tr> </tbody> </table> <p>【妊産婦への支援や感染対策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦PCR検査件数</td> <td>918</td> <td>2,299</td> <td>1,946</td> </tr> <tr> <td>寄り添い型支援対象者数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>オンライン保健指導対象者数</td> <td>19</td> <td>54</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>産後ケア(延べ回数)</td> <td>4,015</td> <td>5,067</td> <td>5,956</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	母親&父親学級参加人数	1,807	2,097	母子講演会参加人数	821	852	年度	R2	R3	R4	妊婦PCR検査件数	918	2,299	1,946	寄り添い型支援対象者数	0	2	1	オンライン保健指導対象者数	19	54	73	産後ケア(延べ回数)	4,015	5,067	5,956
年度	R3	R4																														
母親&父親学級参加人数	1,807	2,097																														
母子講演会参加人数	821	852																														
年度	R2	R3	R4																													
妊婦PCR検査件数	918	2,299	1,946																													
寄り添い型支援対象者数	0	2	1																													
オンライン保健指導対象者数	19	54	73																													
産後ケア(延べ回数)	4,015	5,067	5,956																													

		【乳幼児健診】	
		年度	
		R3	R4
		4か月健診受診者	5,765
		受診率(%)	92.6
		1歳6か月健診受診者	6,100
		受診率(%)	93.9
		3歳児健診受診者	6,667
		受診率(%)	92.7
			5,947
			96.8
			6,422
			96.0
			6,800
			95.4
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児支援事業(母子講演会等)での、人数制限やオンライン開催、会場での感染対策の実施、産後ケア事業所へ感染対策物品の共有が難しい時期のアルコール等の配布により、感染への不安の解消と事業の継続ができた。 ・ 令和3年度は4か月児健診を個別対応できる方法をとったことで感染の不安を抱く方の受診率低下を防ぎ、乳幼児健診会場での感染対策を実施したことにより、事業を継続することができ、4か月健診や育児支援を行うことができた。また、精密検査受診券の有効期間を延ばしたことにより、受診の機会を得て、早期治療に結びつけることができた。 		

節	5 市民への支援
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	在宅高齢者が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合の支援フロー
担当課	地域包括ケア推進課
取組内容	<p>濃厚接触者となった場合の支援フローの周知(令和2年2月～令和5年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を必要とする高齢者が濃厚接触者となった場合に、在宅生活を継続させるための、行政関係部署及びサービス提供事業所との連携体制を整えた。 ・ 在宅サービスを円滑に導入するため、連携体制フロー図を作成し、行政関係部署及びあんしんケアセンター等に周知を行った。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行性のある支援フローとなるよう保健福祉センター所長会議にて意見聴取した。 ・ 庁内関係部署及びあんしんケアセンター等に周知した。 ・ 必要時、関係機関で連携し、在宅療養中の高齢者支援を実施した。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所コロナ対策室から、該当高齢者の情報提供があった際に支援フローの実施の可否を含め、担当部署等と協議し、対応した。 ・ タイムリーなサービス提供を行うため、迅速な提供事業所探しが課題としてあげられていた。

節	5 市民への支援							
細節	(2)感染対策に係る支援							
項目名	感染拡大防止対策(市税等の納付にかかるコード決済、Web口座振替対象金融機関拡大)							
担当課	納税管理課							
取組内容	<p>【市税等の納付にかかるコード決済導入】(令和4年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市税等の非接触による納付を可能とするコード決済を令和4年度から導入した。 <p>【Web口座振替の周知啓発及び対象金融機関拡大】(令和3年3月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等の口座振替の申し込みについて、金融機関の窓口へ行くことなく、インターネットを介して申し込みを行うことにより、非接触さらに24時間いつでも申し込み可能となるWeb口座振替受付サービスの周知啓発を行った。また、対象金融機関を、現在の6金融機関から15金融機関へ令和5年度末以降、順次拡大する。 							
実績	【令和4年度納付方法別収納件数】							
	納付方法	コンビニ	ATM ネットバンキング	クレジット カード	コード 決済	金融機 関窓口	口座 振替	計
	件数 (千件)	668	71	29	53	364	845	2,030
	R4割合 (%)	32.9	3.5	1.4	2.6	18.0	41.6	100.0
	R3割合 (%)	33.2	3.6	1.5	—	19.5	42.2	100.0
対前年度 比(Pt)	△0.3	△0.1	△0.1	2.6	△1.5	△0.6		

【Web口座振替対象金融機関】

○令和5年12月末時点の対象金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、常陽銀行、ゆうちょ銀行

・上記6行のWebによる口座振替申込件数 2,005件

○令和6年から開始する予定の金融機関

(令和6年3月下旬開始)

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京スター銀行、中央労働金庫

※4月以降 計15金融機関まで拡大

【Web口座振替受付の割合】

年度	R1	R2	R3	R4
Web口座振替受付の割合(%)	9.59	10.14	14.35	15.25

成果と課題

- ・コード決済導入初年度(令和4年度)において、金融機関窓口での納付割合が対前年度比 $\Delta 1.5$ Pt、コンビニ納付割合が対前年度比 $\Delta 0.3$ Ptとなるなど、導入の目的であった非接触による納付は一定の成果が得られたと考えている。
- ・口座振替も非接触による納付であり、収納コストが他の納付方法に比べ安価であることから、口座振替の納付割合を減らすことなく、コード決済の利用率を伸ばしていきたい。
- ・口座振替の申し込みに占めるWeb口座振替受付の割合が令和4年度では15.25%を占めるなど、年を追うごとにWebによる申し込みが多くなっていることから、令和6年度についてはさらに申込者数の増加が見込まれる。

節	5 市民への支援														
細節	(2)感染対策に係る支援														
項目名	年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)に対する感染対策														
担当課	廃棄物対策課														
取組内容	<p>【年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)の開催方法の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学4年生を対象に実施しているごみ削減普及啓発事業について、三密を避ける実施方法に変更した。 ・令和元年度までの開催方法(令和2年度は中止) <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの現状・出し方の話(環境事業所担当) ②ごみ分別体験(環境事業所担当) ③ごみ収集車実演(環境事業所担当) ④リサイクルの話(受託者担当) ※1コマコースは①～③、2コマコースは①～④を実施 ・令和3年度からの開催方法 <ul style="list-style-type: none"> ①各クラスで動画視聴(担任教諭担当) ②2グループに分かれ、体育館で分別体験(受託者担当)、グラウンドでごみ収集車実演(環境事業所担当)を実施 ③グループ交代し、ごみ収集車実演、分別体験を実施 ※1クラスの学校のみ、グループ分けなし ※1コマコースは①のみ、2コマコースは①～③を実施 ・当日使用する物品の消毒、従事者の事前検温、保護者の見学不実施 														
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校数</td> <td>107</td> <td>108</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>対象児童数</td> <td>7,686</td> <td>7,661</td> <td>15,347</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	計	実施校数	107	108	215	対象児童数	7,686	7,661	15,347
年度	R3	R4	計												
実施校数	107	108	215												
対象児童数	7,686	7,661	15,347												
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校にて開催方法に交代制(1クラスの学校は除く)を取り入れ実施することができた。 ・交代制にすることで移動時間の確保が必要になったが、時間調整を行い、概ね時間通りに実施できた。 ・一部学校にて、分別体験時に、児童と児童の間隔を開けることができず、密の状態となってしまう。 														

節	5 市民への支援
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	客引き行為等禁止区域の通行者等に対する感染防止注意喚起
担当課	地域安全課
取組内容	<p>【新型コロナウイルス感染症感染防止啓発業務委託】(令和2年8月～令和2年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁華街(中央区富士見地区)での新型コロナウイルス感染症感染防止の注意喚起 拡声器、ハンドマイク等で、通行人、客引き行為者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止についての注意喚起をするとともに、客引き行為者には「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の趣旨及び通行人が不安を覚えるような過度な客引き行為等を行わないよう啓発を行った。 ・ 客引き行為者の人数の把握及び業務日報の作成 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため客引き行為者の人数把握を行った。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施区域での新型コロナウイルス感染症感染防止の注意喚起 22日間 各日4人体制 延べ88人 ・ 客引き行為者の人数の把握及び業務日報の作成 延べ約6,250人の客引き行為者を確認
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居酒屋客引きについては、数少ない客に対して立ち塞がるような動作をするなど、悪質行為が多く見られた。 ・ 風俗客引きは、頻繁な付きまといは検挙を恐れて自重するものの、大人数で間断なく声掛けをすることが多く、夜22時以降においては、通行人の何倍も客引きが滞留している光景となっている。 ・ 客引き防止を図るにあたり、店舗(特に路面店)やビルオーナーなどの対象エリア全体の関係者の方の業務に対する理解と協力が必要不可欠であると感じた。

節	5 市民への支援														
細節	(2)感染対策に係る支援														
項目名	町内自治会等の活動支援														
担当課	高齢福祉課														
取組内容	<p>【高齢者感染症予防物品等購入補助金】(令和2年5月～令和4年3月)</p> <p>(1)経緯 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、敬老会への補助事業を中止し、各団体へ開催自粛を求めるとともに、代替事業として、感染予防に寄与する物品の購入に係る経費を対象として補助事業を実施した。</p> <p>(2)事業概要 本市に住所を有する75歳以上の方を対象に、自治会などの団体が感染症予防物品を購入した際に、費用の一部を補助した。</p> <p>(3)補助内容 感染症予防物品を購入した際にかかる「総事業費」と「団体に所属する75歳以上の対象者の人数×500円」とを比較し、少ない方の額を補助する。</p> <p>補助対象物品例 マスク、うがい液、体温計、石鹸、ハンドソープ、アルコール消毒液、家庭用塩素系漂白剤、ウェットティッシュ、タオル、ハンカチ、飛沫感染防止のパーティション、非接触型体温計、加湿器、空気清浄機など</p>														
実績	<p>【補助の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数(団体)</td> <td>406</td> <td>474</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>対象者数(人)</td> <td>82,118</td> <td>80,993</td> <td>163,111</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	合計	団体数(団体)	406	474	880	対象者数(人)	82,118	80,993	163,111
年度	R2	R3	合計												
団体数(団体)	406	474	880												
対象者数(人)	82,118	80,993	163,111												
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者へ感染症予防物品を配付したことにより、自治会等が高齢者に配慮しながら活動継続することに寄与できた。 ・ 補助金の算定の際に、対象者を確認する必要があることから、対象者名簿の添付を義務付けたが、構成員の名簿を作成していない自治会等が多く、名簿作成が難しいとの意見が多く寄せられた。 														

節	5 市民への支援																										
細節	(3)相談窓口の設置																										
項目名	市民向け相談窓口(活用できる制度や支援機関の案内)																										
担当課	在宅医療・介護連携支援センター																										
取組内容	<p>【新型コロナウイルス専用お困りごと電話相談窓口】(令和2年5月～令和2年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による、生活や仕事、住まいなどに関する給付や減免などの制度の相談窓口が多岐に渡るため、適切な窓口案内する総合的な電話相談窓口を設置した。 																										
実績	<p>【相談件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>320</td> <td>361</td> <td>510</td> <td>378</td> <td>251</td> <td>257</td> <td>183</td> <td>74</td> <td>2,334</td> </tr> </tbody> </table>									5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	320	361	510	378	251	257	183	74	2,334
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計																			
320	361	510	378	251	257	183	74	2,334																			
成果と課題	<p>5月～7月</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設後～緊急事態宣言中にかけては、経営する事業についての相談や個人の仕事・生計に関する相談が多く、給付金窓口等の情報提供を行った。 <p>7月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言解除後、再びコロナ感染が報道される中で、経済的な相談から医療面の相談が多くなり、保健所を案内し、適切な医療相談が受けられるようにした。 <p>9月～終了まで</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ差別についての相談が増えるようになった。 相談件数の動向と相談内容の傾向(約9割が感染症に関する医療・介護の相談)から、新型コロナウイルス感染症に係る各種給付や減免制度の施策へつなぐ、本来の目的は達成したと判断し、今後の相談は市役所コールセンターで対応することとした。 																										

節	5 市民への支援					
細節	(3)相談窓口の設置					
項目名	心のケア相談ダイヤル					
担当課	精神保健福祉課					
取組内容	<p>【夜間・休日の心のケア相談(電話・LINE)】(令和2年5月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症感染拡大に起因する心の問題に対応するため、平日夜間及び休日の「電話・SNS相談」を開始した。 ・ 公共施設や庁外関係機関等でのポスター掲示やリーフレットの配架、市政だより掲載等により幅広い層への周知を実施した。 					
実績	【相談対応の実績】					(単位:件)
	年度	R2	R3	R4	R5(8月まで)	計
	電話相談	601	1,443	2,267	1,037	5,348
	SNS相談	1,238	1,448	1,286	1,264	5,236
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、相談体制の縮小等の影響を受けやすい対面相談ではなく、電話相談時間の拡充やSNS相談の新規設置を行った。周知が進むにつれ、SNS利用者登録、相談件数の増加がみられた。 ・ 相談件数は年を追うごとに増え、抑うつ・不安・イライラ等精神症状に対する訴えが多く聞かれた。夜間や休日に相談対応を行うことにより、幅広い人たちに利用していただけた。 ・ 深刻な相談が入った際には、本人の了解を得て関係機関に繋いだ。きめ細やかなケアを実施することができた。 					

節	5 市民への支援													
細節	(3)相談窓口の設置													
項目名	発達障害者支援センターにおけるオンライン相談													
担当課	障害者自立支援課													
取組内容	<p>【千葉県発達障害者支援センター相談機能強化(オンライン相談)】令和3年7月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症などの影響により対面での相談が困難な時でも、支援員が相談者の表情などを確認しながら相談を行うことができるよう、オンライン相談を導入した。 													
実績	<p>【オンライン相談の件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5※</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5年度は8月31日時点の相談件数</p>				年度	R3	R4	R5※	計	件数	12	20	15	47
年度	R3	R4	R5※	計										
件数	12	20	15	47										
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の症状の観察、把握や、相談者と支援員の信頼関係の構築、引きこもりの方に対するコミュニケーションの訓練などの面から、対面による相談を基本としており、今後も感染対策を講じながら、適切に相談体制を整える必要がある。 													

節	5 市民への支援																			
細節	(3)相談窓口の設置																			
項目名	オンライン手話通訳																			
担当課	障害者自立支援課																			
取組内容	<p>【遠隔手話通訳システム業務委託】(令和2年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の新型コロナウイルス感染予防対策により、令和元年度から導入した遠隔手話通訳システムを活用し、診断等の際に手話通訳が同席できない聴覚障害者に対し、タブレットによる遠隔での手話通訳を行った。 ・聴覚障害者からの依頼を受けて本市職員が医療機関等にタブレット機器の貸出しを行い、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に登録している手話通訳者が専用アプリを用いて遠隔で手話通訳を行った。 																			
実績	<p>【遠隔手話通訳の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5(※)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※令和5年8月31日時点の利用件数</p>						年度	R1	R2	R3	R4	R5(※)	計	件数	0	9	8	1	4	22
年度	R1	R2	R3	R4	R5(※)	計														
件数	0	9	8	1	4	22														
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる聴覚障害者が医療機関を受診する際や、面会制限が行われている医療機関や施設等へ入院・入所中の聴覚障害者が、医師等と話し合う際などに活用し、行動制限下においても聴覚障害者の意思疎通手段を確保できた。 ・タブレット端末を医療機関等へ運搬する必要があり、職員が運搬をしているが、対応できる範囲に限界があった。対象聴覚障害者が所持しているスマートフォン等で対応ができるよう、委託先で準備を進めているため、本市も利用できる仕組みか検討する。 																			

節	5 市民への支援																																		
細節	(3)相談窓口の設置																																		
項目名	外国人市民への支援(相談窓口)																																		
担当課	国際交流課																																		
取組内容	<p>【外国人総合相談窓口での相談対応】(令和2年2月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の情報を含む、外国人市民からの生活に関するさまざまな相談を千葉県国際交流協会に設置している外国人総合相談窓口で対応した。 																																		
実績	<p>相談件数全体と新型コロナウイルス感染症関係の対応件数、その割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数全体</td> <td>193</td> <td>1,156</td> <td>1,496</td> <td>2,277</td> <td>1,736</td> <td>6,858</td> </tr> <tr> <td>コロナ関係</td> <td>3</td> <td>173</td> <td>306</td> <td>132</td> <td>19</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>1.6%</td> <td>15.0%</td> <td>20.5%</td> <td>5.8%</td> <td>1.1%</td> <td>9.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R1は2月～3月</p>							年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	相談件数全体	193	1,156	1,496	2,277	1,736	6,858	コロナ関係	3	173	306	132	19	633	割合	1.6%	15.0%	20.5%	5.8%	1.1%	9.2%
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																													
相談件数全体	193	1,156	1,496	2,277	1,736	6,858																													
コロナ関係	3	173	306	132	19	633																													
割合	1.6%	15.0%	20.5%	5.8%	1.1%	9.2%																													
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関しての相談は、国籍関係なく生じる相談(ワクチン接種、PCR検査等)に加え、外国人特有の相談(ロックダウンによる帰国困難等)があったが、利用できる制度などを紹介し、細やかに対応することができた。 ・利用できる制度や相談先は紹介できても、紹介先では日本語しか通じないことが多く、適切に相談できているかが課題となったが、現在、令和5年1月からコミュニティ通訳・翻訳サポーター制度を開始し、相談先において円滑な意思疎通を図れるよう、支援を行っている。 																																		

節	5 市民への支援																										
細節	(3)相談窓口の設置																										
項目名	住宅情報提供事業																										
担当課	住宅政策課																										
取組内容	<p>【すまいのコンシェルジュ(千葉県住宅関連情報提供コーナー)の開設時間延長】(令和2年4月～令和4年2月)</p> <p>・ 住環境の情報提供を行う相談窓口「すまいのコンシェルジュ」において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等で住宅に困窮した方からの相談に対応するため、平日の窓口開設時間を従来の「10時から15時」を「8時30分から17時30分」へ拡大した。</p>																										
実績	<p>・ 住宅関連相談のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮した方からの相談が、令和2年度は155件、令和3年度は21件あり、住宅関連情報等の提供を行った。相談者の内訳は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①当該年度から生活保護受給となった方</td> <td>16件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②各区の生活困窮関連窓口から紹介された方</td> <td>36件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>③解雇・退職になった方</td> <td>11件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>④収入減少等による将来不安・住み替え検討の方</td> <td>50件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>⑤家賃滞納による明渡しの方</td> <td>4件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>⑥DV・離婚・家族の離散の方</td> <td>31件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>⑦各種給付金問い合わせ</td> <td>7件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	①当該年度から生活保護受給となった方	16件	0件	②各区の生活困窮関連窓口から紹介された方	36件	3件	③解雇・退職になった方	11件	5件	④収入減少等による将来不安・住み替え検討の方	50件	11件	⑤家賃滞納による明渡しの方	4件	2件	⑥DV・離婚・家族の離散の方	31件	0件	⑦各種給付金問い合わせ	7件	0件
年度	R2	R3																									
①当該年度から生活保護受給となった方	16件	0件																									
②各区の生活困窮関連窓口から紹介された方	36件	3件																									
③解雇・退職になった方	11件	5件																									
④収入減少等による将来不安・住み替え検討の方	50件	11件																									
⑤家賃滞納による明渡しの方	4件	2件																									
⑥DV・離婚・家族の離散の方	31件	0件																									
⑦各種給付金問い合わせ	7件	0件																									
成果と課題	<p>・ 住宅関連情報の提供窓口ではあるが、他窓口が所管する支援制度(住居確保給付金等)についても問い合わせを受けることが多く、関連情報の収集と関係機関との連携を図ることで対応した。</p>																										

節	5 市民への支援																		
細節	(4)その他																		
項目名	女性に対する支援(相談、生理用品配布等)																		
担当課	男女共同参画課																		
取組内容	<p>【つながりサポート事業】(令和3年8月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、孤独・孤立で不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性が適切な相談機関等にたどり着けるように相談機関につながるチャンネルを増やし、居場所の提供をすることで、安心して寄り添った相談・支援ができるよう事業を実施した。 <p>【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】(令和3年11月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の女性への影響が大きくなっている中、孤独を感じ、社会的に孤立している方に寄り添ったきめ細かな支援が必要となった。そのため、市内女性の実態を把握し、支援内容検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施した。 <p>【生理用品の配布】(令和3年6月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により雇用に影響を受けたのは男性よりも女性の方が多という調査結果が明らかになるとともに、収入の減少で生理用品が購入できない女性、世帯があるという問題が顕在化したため、市の公共施設等で生理用品の配布を開始した。 																		
実績	<p>【つながりサポート事業】</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">R 3</th> <th style="text-align: center;">R 4</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td style="text-align: center;">1, 145</td> <td style="text-align: center;">2, 075</td> <td style="text-align: center;">3, 220</td> </tr> <tr> <td>うちSNS相談</td> <td style="text-align: center;">391</td> <td style="text-align: center;">535</td> <td style="text-align: center;">926</td> </tr> <tr> <td>うちアウトリーチ</td> <td style="text-align: center;">212</td> <td style="text-align: center;">257</td> <td style="text-align: center;">469</td> </tr> </tbody> </table> <p>【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】</p> <p>調査対象:18歳から64歳の女性 3,000名</p> <p>調査方法:郵送とインターネットによるアンケート調査</p> <p>回収数:1,417件(郵送:847件、Web:570件)</p> <p>調査項目:生活・行動・心身の影響について、孤独・孤立について、困っていること、必要な支援について 等</p>				R 3	R 4	合計	総数	1, 145	2, 075	3, 220	うちSNS相談	391	535	926	うちアウトリーチ	212	257	469
	R 3	R 4	合計																
総数	1, 145	2, 075	3, 220																
うちSNS相談	391	535	926																
うちアウトリーチ	212	257	469																

	【生理用品の配布】 <div style="text-align: right;">(パック)</div>										
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">年度</td> <td style="width: 33%;">R 3</td> <td style="width: 33%;">R 4</td> <td style="width: 33%;">合計</td> </tr> <tr> <td>配布数</td> <td>8, 6 2 3</td> <td>1, 3 0 0</td> <td>9, 9 2 3</td> </tr> </table>	年度	R 3	R 4	合計	配布数	8, 6 2 3	1, 3 0 0	9, 9 2 3		
年度	R 3	R 4	合計								
配布数	8, 6 2 3	1, 3 0 0	9, 9 2 3								
成果と課題	<p>【つながりサポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して経済的・精神的な不安を抱える女性に対し、NPO等への委託により、困難を抱える女性に寄り添った支援が実施できた。 ・相談者の住所区が、委託事業者の住所区に偏っていた。 ・外部の関係団体や庁内の福祉部門との連携をより意識すべきであった。 <p>【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査を実施することにより、新型コロナウイルス感染症拡大後の、市内女性の収入の変化や、生活・行動の変化、心身への影響、困りごとやその相談先の有無、必要であると感じる支援等の実態を把握することができた。 <p>【生理用品の配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の関係団体や庁内の福祉部門との連携をより意識すべきであった。 										

節	5 市民への支援																							
細節	(4)その他																							
項目名	NPO法人等の市民活動団体に対する支援																							
担当課	市民自治推進課																							
取組内容	<p>【千葉県まちづくり応援寄附金】(令和2年9月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民活動団体を支援するとともに、地域コミュニティの更なる底上げのため、令和2年9月より、NPO法人等の市民活動団体の支援を目的としてふるさと納税を活用した新たな資金支援制度を創設。 寄附者はふるさと納税制度を通じてNPO法人等の市民活動団体を指定して寄附を行い、市が指定された団体に寄附金を交付する仕組み。 対象となる団体は令和3年度まではNPO法人のみであったが、令和4年度からボランティア団体、町内自治会等の法人格のない団体も対象として拡充を行った。 																							
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R6.1 末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象団体数</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>46 (任意団体8)</td> <td>49 (任意団体9)</td> </tr> <tr> <td>寄附件数 (件)</td> <td>70</td> <td>145</td> <td>121</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>寄附金額 (千円)</td> <td>7,765</td> <td>7,730</td> <td>10,319</td> <td>7,056</td> </tr> </tbody> </table>				年度	R2	R3	R4	R6.1 末現在	対象団体数	30	32	46 (任意団体8)	49 (任意団体9)	寄附件数 (件)	70	145	121	161	寄附金額 (千円)	7,765	7,730	10,319	7,056
年度	R2	R3	R4	R6.1 末現在																				
対象団体数	30	32	46 (任意団体8)	49 (任意団体9)																				
寄附件数 (件)	70	145	121	161																				
寄附金額 (千円)	7,765	7,730	10,319	7,056																				
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> 寄附者にアンケート調査を行ったところ、「寄附しようと思った主な理由」の設問では約50%の寄附者が「ふるさと納税による税控除に魅力を感じたから」と回答しており、制度が有効に活用されていると考えられる。 対象団体向けのアンケート調査でも、寄附があった法人のうち88%が「本制度による寄附によって良い影響があった」と回答している。多様な団体が寄附により活動基盤を強化させることで、様々な場面で地域社会を支える担い手の活動が安定することが期待できる。 今後寄附を増やしていくため、千葉県と団体がそれぞれ周知を行って制度を広める必要があると考えている。 																							

節	5 市民への支援
細節	(4)その他
項目名	デジタルミュージアムの開催
担当課	文化振興課
取組内容	<p>【千葉市デジタルミュージアム】(令和2年11月～令和3年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対策として、デジタル技術の活用による新たな生活様式の下での千葉市美術館所蔵作品の鑑賞や体験の機会を創出・推進するとともに、千葉市美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげる
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月22日～2月28日 千葉市美術館1Fさや堂ホールにおいてデジタルミュージアムを開催 ・ 千葉市美術館所蔵5作品をデジタル化 鞠と男女(鈴木春信)、二代目尾上菊次郎の滝夜叉姫(歌川豊国(三代))、納涼美人図(喜多川歌麿)、相馬の古内裏(歌川国芳)、松竹梅湯嶋掛額(月岡芳年) <p>展示方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 巨大アート…デジタル化した作品を巨大アートとしてパネル化し展示 ② 高精細レプリカ…高精細レプリカを展示 ③ オンラインデジタル絵画…デジタル化した作品を、拡大画像を含め4Kデジタル配信 ④ 浮き上がる浮世絵…空中ディスプレイ・非接触パネルで浮世絵作品を選択し、自由に拡大してみることができる ⑤ ムービングアート…作品にプロジェクションマッピングを投影し、動きに合わせて作品が動いているような感覚が楽しめる <p>来場者数:5, 553人(一日当たり146人)</p> <p>デジタルミュージアム開催時期に合わせて、青葉病院の待合室にオンラインデジタル絵画を設置</p>
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮き上がる絵画やムービングアートなど非接触で楽しめるコンテンツを設置したことにより、来場者のほとんどから安心して楽しめたというアンケート結果が寄せられた。 ・ 市内小学校へチラシ配布したことにより、10代以下の来場者も多かった。 ・ 作品のデジタル化やムービングアートなどが高額であり、コンスタントに展示することは難しい。

節	5 市民への支援					
細節	(4)その他					
項目名	芸術文化発表支援					
担当課	文化振興課					
取組内容	<p>【千葉県芸術文化発表支援】(令和2年8月～令和2年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により催物(イベント等)開催において施設収容率に制限がある中で、利用者が芸術文化の発表を行うことが困難となり、施設側においても施設の利用が無いことにより事業運営に多大な影響があることが懸念されることから、市の公共文化施設(ホール等)で発表等を実施する場合の施設使用料等の減免を行い、施設が減免をした分について、市が支援した。 					
実績	【支援額】					(単位:千円)
	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	3,998	6,241	8,866	13,637	15,125	47,867
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールを初めて利用する利用者が数多くみられた。 ・普段は小さいホールを利用するお客様が大きいホールを利用することで、今まで出来なかった、広い舞台を活かした演出、照明演出や大掛かりな音響設備の利用に繋がった。利用者からもこれらを利用できることは好評で、次の利用に繋がるように感じられた。 ・稼働率がほぼ100%であったため、利用の間の消毒など施設職員の負担が大きかった。 ・ピアノの利用も非常に多く、調律の時間を確保するのも困難となった。 					

節	5 市民への支援										
細節	(4)その他										
項目名	ちばしチェンジ宣言！										
担当課	スマートシティ推進課										
取組内容	<p>【ちばしチェンジ宣言！】(令和2年3月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、人々の行動が制限される中でも社会経済活動を維持するための環境整備を進めるため、宣言を発出。 ・ 各所管部署にて、市民が混雑を避けてサービスを受けられる等の環境の充実を図るための取り組みを実施。 <p>(主な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所市民総合窓口課における事前申請者のファストレーン設置 ・ 郵送・オンライン申請の拡充 ・ オンライン会議・説明会の開催 ・ 臨時休校時のドリルパーク導入 ・ 中小企業向けのICT活用変革促進 ・ 育児・乳幼児相談などの相談のオンライン化 ・ 児童生徒へのタブレット端末貸与 ・ 各区役所の混雑状況を配信する呼び出し番号通知サービス 										
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連事業数(件)</td> <td>58</td> <td>62</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	計	関連事業数(件)	58	62	120
年度	R2	R3	計								
関連事業数(件)	58	62	120								
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みを通じて、行政はもとより市民や企業などあらゆる人々が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う危機を、社会を変える契機として捉え、それぞれの立場で対応を図ったことにより、人々の行動が制限される中でも、日々の生活や社会経済活動を維持するための環境整備を図ることができた。 ・ 令和4年3月策定の「スマートシティ推進ビジョン」では、ちばしチェンジ宣言！の概念を取り込んでいることから、令和4年度からは、ビジョンの目指す姿や取組みの方向性に基づき、やり取りの遠隔化や生産性の向上など、テクノロジー等の活用などにより市域全体の生活の質の向上を図り、地域とともに持続可能なまちづくりを進めていく。 										